

徳島市まちづくり協働プラザ指定管理者募集要項

令和6年8月

徳島市市民文化部市民協働課

目 次

第1	募集の目的	1
第2	募集の内容	1
1	指定管理者が行う業務の範囲	1
2	施設の概要	1
第3	管理の条件等	1
1	指定期間	1
2	管理の基準	1
3	管理等に要する経費（指定管理料の基準額）	1
第4	申請の手続等	2
1	申請者の資格	2
2	募集要項の公開	2
3	現地説明会の実施	2
4	募集内容等に係る質問の受付	3
5	申請書類の提出及び募集スケジュール	3
第5	審査の方法等	4
1	審査の方法	4
2	審査の日程	5
3	審査の基準	5
4	指定管理者の候補の選定	5
第6	指定管理者の指定及び協定締結	5
1	指定管理者の指定	5
2	協定の締結	5
第7	留意事項等	5
1	事業の継続が困難となった場合等の措置	5
2	運営状況に関するモニタリング及び事業報告	6
3	秘密保持と情報公開	6
4	申請書類等の取扱い	6
5	費用負担	6
6	禁止事項等	7
7	その他	7
	別添資料 審査基準ごとの審査の観点及びその配点	8

第1 募集の目的

徳島市まちづくり協働プラザ（以下「プラザ」という。）は、市民活動の健全な発展に必要な事業を行うとともに、協働によるまちづくり活動を促進し、もって市民や地域社会の活力の向上に資するために設置された施設です。

プラザは、開設以来、市民活動を活性化し、市民活動を実施する団体の育成や支援及びまちづくり活動にかかる協働の促進に取り組んでいます。

このたび、徳島市（以下「市」という。）は、地方自治法第244条の2第3項及び徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、プラザの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

第2 募集の内容

1 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、別に定める「徳島市まちづくり協働プラザ運営業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）に掲げる業務を行うこととします。

2 施設の概要

- (1) 名称 徳島市まちづくり協働プラザ
- (2) 所在地 徳島市寺島本町西1丁目5番地外 アミコビル7階
- (3) 開設日 平成16年1月18日（令和4年5月改称・移転）
- (4) 延床面積 専用部分 130.07 m²
(内訳：事務室 41.682 m²、受付 18.561 m²、会議スペース 69.827 m²)
- (5) 開館日 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までを除く
火曜日から日曜日まで（月曜日が祝日の場合は開館し、その翌日を休館日とする。）

第3 管理の条件等

1 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

2 管理の基準

徳島市まちづくり協働プラザ条例において、指定管理者による管理にかかる規定があります。詳細については、要求水準書を参照してください。

3 管理等に要する経費（指定管理料の基準額）

指定管理者は、市からの指定管理料をもってプラザの管理運営業務を行うものとします。指定管理料については、これまでの実績を基にして、年間の管理運営経費から算出し、

一定の基準額を設定しています。この基準額を目安に運営経費等の提案をしていただきますが、指定管理料の基準額を上回る提案をした場合は失格となります。

指定管理料については、指定管理者が申請の際に提案した収支計画書に記載された管理運営費の額を基本として、最終的には市と指定管理者が締結する協定書により決定します。詳細については、要求水準書を参照してください。

第4 申請の手続等

1 申請者の資格

指定管理者の指定に申請できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）であることとします。また、複数の団体で連携して申請する場合は、全ての団体がこの要件を満たすこととします。

- (1) 申請書提出時点において、3年以上継続して、非営利かつ自主的な取組で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする公益市民活動を行っていること。
- (2) 指定管理者として、専従職員を配置できること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の第1項各号に掲げる一般競争入札に参加できない者等に該当しないこと。
- (5) 市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指名の取消（市に限定しない。）を2年以内に受けたことがないこと。
- (7) 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項に規定する指定の申請ができない者に該当しないこと。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（更生又は再生の手続開始の決定がなされており、履行不能に陥るおそれがないと市が認めたものを除く。）
- (9) 労働基準法等その他の労働者の使用に関する連法令に違反していないこと。
- (10) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

2 募集要項等の公開

募集要項、要求水準書及び募集様式集については、令和6年8月1日（木）から市のホームページに掲載します。

3 現地説明会の実施

- (1) 日 時：令和6年8月20日（火）午後2時から
（受付は午後1時30分から午後2時まで）
- (2) 集合場所： プラザ 会議スペース
- (3) 参加資格： 本要項第4の1に規定する「申請者の資格」を満たす団体に属する者とします。
- (4) 参加申込： 現地説明会参加申込書（様式1）により、必要事項を記入の上、持参、郵

送、ファックス又は電子メールにて、市民協働課まで申し込んでください。
ただし、持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとし、
土・日曜日及び祝日は受付できません。

- (5) 申込締切：令和6年8月15日（木）午後5時まで（必着）
(6) 留意事項：指定管理者の指定に申請予定の方は、できる限り現地説明会に参加してください。なお、団体ごとの参加人数は、2人までとします。

4 募集内容等に係る質問の受付

質問者は、本要項第4の1に規定する「申請者の資格」を満たす法人又は団体に所属するものとします。

- (1) 受付期間：令和6年8月20日（火）から令和6年8月29日（木）
午後5時まで（必着）
ただし、持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとし、
土・日曜日は受付できません。
(2) 質問方法：質問書（様式2）により、必要事項を記入の上、持参、郵送、ファックス
又は電子メールで、市民協働課に提出してください。
(3) 回答方法：受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、市のホームページにて
公開する予定です。

5 申請書類の提出及び募集スケジュール

(1) 申請書類の受付

- ア 受付期間：令和6年9月2日（月）から令和6年9月18日（水）までの午前8時
30分から午後5時まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除きます。
イ 受付場所：市民協働課
ウ 受付方法：申請書類は正本1部・副本12部を持参又は郵送により提出してください。
郵送による提出の場合は、必ず簡易書留とし、期間内に必着するよ
うにしてください。なお、申請書類は理由の如何にかかわらず返却いた
しません。

(2) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書 (様式3-1)
イ 誓約書 (様式4)
ウ 団体概要 (様式5)
エ 役員名簿 (様式6)
オ 団体の主要業務実績一覧 (様式7)
カ 事業提案書 (様式8)
キ 収支計画書 (様式9)
ク その他必要書類
(ア) 申請団体の定款（写）
(イ) 法人の場合は登記事項証明書
(ウ) 申請を行う日の属する事業年度における団体の事業計画書及び収支予算書
(エ) 申請を行う日の属する事業年度以前で直近の1事業年度分の事業報告書、財産目

録、貸借対照表及び収支計算書

(オ) 法人税、消費税及び地方消費税に関する直近事業年度分の納税証明書（非課税又は納税を免除された法人等にあつては、非課税であること又は納税を免除されたことについての証明書又は申立書（任意様式）を提出してください。）

(カ) 申請書等に使用した印の印鑑証明書

(キ) 共同体で申請する場合は、共同体の構成団体、代表団体がわかる届出書（任意様式）のほか、共同体の目的、代表者の権限、各構成団体間の役割・責任分担などを明らかにした協定書を構成する団体で締結し、その一部を提出してください。

(3) 募集スケジュール

ア	募集要項等の公開（ホームページ）	令和6年8月1日（木）～9月18日（水）
イ	現地説明会の受付	令和6年8月1日（木）～8月15日（木）
ウ	現地説明会	令和6年8月20日（火）
エ	質問の受付	令和6年8月20日（火）～8月29日（木）
オ	質問への回答（ホームページ上で公開）	随時
カ	申請書類の受付	令和6年9月2日（月）～9月18日（水）
キ	審査選定	令和6年10月上旬～下旬
ク	選定結果の通知	令和6年11月1日（金）
ケ	選定結果の公表（ホームページ）	令和6年11月1日（金）
コ	議会での指定議案の議決	令和6年12月下旬
サ	指定の通知	令和6年12月下旬
シ	指定の告示、指定の公表（ホームページ）	令和6年12月下旬
ス	基本協定の締結	令和7年1月
セ	事務引継等	令和7年2月
ソ	年度協定の締結	令和7年3月
タ	運営業務開始	令和7年4月1日（火）

第5 審査の方法等

1 審査の方法

徳島市まちづくり協働プラザ指定候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者のうち応募資格等の要件を満たすものを対象に審査を行い、指定管理者として最優秀者を選定します。

具体的には、選定委員会においては、ヒアリング等による審査を行い、評価の上位順に優先順位を決定し、この結果を市に報告します。申請者が多数の場合は、ヒアリング等の前に、書類による一次審査を行う場合があります。

なお、委員構成は次のとおりです。

職名(分野)	人数(人)
学識経験者	1
公認会計士	1
市民活動団体の活動に理解を有する者	1
市職員	2
計	5

2 審査の日程

審査は令和6年10月上旬から下旬までを予定しています。審査の案内は、別途通知します。

3 審査の基準

審査は、次に掲げる基準により総合的に判断します。審査基準の細目については、別添資料を参照してください。

なお、審査において合計点の最も高い団体の得点が、総配点の60%に満たなかった場合は、再度公募を行うものとします。

- (1) 応募団体について
- (2) 運営について
- (3) 事業計画・有効利用について
- (4) 経済性の追求について

4 指定管理者の候補の選定

市は、選定委員会から選定結果の報告を受け、最上位者を優先交渉権者として両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定管理者の候補として選定します。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止し、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

指定管理者の候補の選定結果は、令和6年11月1日(金)に、審査を受けた団体の全てに文書により通知します。また、市のホームページにおいても、申請団体の名称一覧、指定管理者の候補者に選定された団体の名称・総得点、項目別得点及び選定理由、選定されなかった団体の総得点などを公表します。

第6 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定にあたっては徳島市議会（以下「議会」という。）の議決が必要となります。この場合において、議会の議決を得られない場合は指定をすることができません。

なお、市は指定管理者の指定に関する議会の議決が得られないことにより指定管理者の候補者に生じた損害を負担しないものとします。

2 協定の締結

指定の議決後に、市と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、業務を実施する上で必要となる詳細事項について更に協議を行い、これに基づき基本協定を締結します。

第7 留意事項等

1 事業の継続が困難となった場合等の措置

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消し又は運營業務の一部若しくは全部を停止することができます。

この場合において、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない場合、市は、事前に書面で通知することにより同意なく指定の取消しをすることがあります。

2 運営状況に関するモニタリング及び事業報告

指定管理がされている間において、指定管理者により施設が適正に運営されているかどうかを確認するために、モニタリング及び事業報告を実施します。詳細については、要求水準書を参照してください。

3 秘密保持と情報公開

指定管理者は、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第14条及び第15条の規定に基づき、秘密保持と情報公開について取り扱う必要があります。詳細については、要求水準書を参照してください。

4 申請書類等の取扱い

(1) 著作権

申請者の提出する書類の著作権は、それぞれの申請者に帰属します。

なお、本件指定の結果を公表する場合その他の本件指定に関し市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し替え、追加し、又は撤回することはできません。

(4) 返却等

申請書類は、審査のため選定委員会の委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5) 作成

申請書類の作成にあたっては、要求水準書の内容を遵守して作成してください。

5 費用負担

申請及び審査に関し申請者に生じる費用については、すべて申請者の負担とします。

6 禁止事項等

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、失格とします。

- (1) 選定委員会の委員又は本件業務に従事する市職員若しくは市関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 申請者の資格を満たしていないことが判明した場合。
- (4) 申請者による業務履行が困難であると認められる事実が判明した場合。
- (5) 社会的信用を著しく損なう行為等により、申請者が指定管理者の資質を欠くと認められる場合。
- (6) その他不正な行為があったと市が認めた場合。

7 その他

(1) 追加資料等

指定管理者の選定にあたり、市が必要と認めるときは、追加資料等の提出を求めることがあります。

(2) 申請の辞退

指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、令和6年9月13日（金）までに指定管理者指定申請辞退届（様式3-2）により申し出てください。

(3) 納税義務

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、法人事業税、法人税、消費税等の納税義務を負う場合がありますが、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関で確認してください。

(4) 問い合わせ及び申請書提出先

〒770-8571

徳島県徳島市幸町2丁目5番地

徳島市市民文化部市民協働課

TEL：088-621-5510 FAX：088-621-5511

E-mail：simin_kyodou@city-tokushima.i-tokushima.jp

審査基準ごとの審査の観点及びその配点

() 内は配点

(1) 応募団体について (40点)

- ・団体として、組織体制や経営状況に問題はないか (10)
- ・市民活動の支援に関する活動の実施実績、類似施設の運営実績があるか (10)
- ・団体として、適正に市民活動を実施しているか (10)
- ・団体の運営について透明性が確保されているか (10)

(2) 運営について (40点)

- ・事業提案書記載の運営に係る基本的な考え方が、施設の設置目的に合致しているか (15)
- ・事業提案書記載の組織、職員体制、勤務形態が適正であるか (15)
- ・事業提案書記載の防犯、防災、緊急時における危機管理体制は適切か (5)
- ・事業提案書記載の情報公開への取組、個人情報管理体制は適切か (5)

(3) 事業計画・有効利用について (80点)

- ・要求水準書に示された事業は、確実に実行できるものとなっているか (10)
- ・提案された事業計画は、多様な主体をつなぐコーディネートにとって効果的か (10)
- ・提案された事業計画は、市民活動の担い手の支援にとって効果的か (10)
- ・提案された事業計画は、まちづくり人材の育成にとって効果的か (10)
- ・提案された事業計画は、中心市街地のにぎわい創出にとって効果的か (10)
- ・提案された事業計画は、活動の場及び機材の提供が適切になされているか (10)
- ・市民サービスの向上と利用者の増加に向けた方策がとられているか (10)
- ・事業企画に優れ、効果的かつ効率的に事業が実施される見込みはあるか (10)

(4) 経済性の追求について (40点)

- ・収支計画は妥当であるか (20)
- ・全体経費の効率化が見込まれるか (10)
- ・最低賃金法、労働安全衛生法、労働基準法等労働関係法令が遵守されているか (10)

※ 委員1人当たり200点満点

※ 審査選定は、概ね上記の項目に沿って行います。